

第2章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、小平市環境基本条例第7条に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

本市の最上位計画である小平市第四次長期総合計画「つながり、共に創るまち こだいら」の将来像の実現を環境面から支えるとともに、各分野と連携し、総合的・横断的に推進するための指針を示すものです。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体実行計画(区域施策編)である「小平市地域エネルギービジョン」、地方公共団体実行計画(事務事業編)である「エコダイラ・オフィス計画」、及び生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略「小平市生物多様性ビジョン」を包含します。

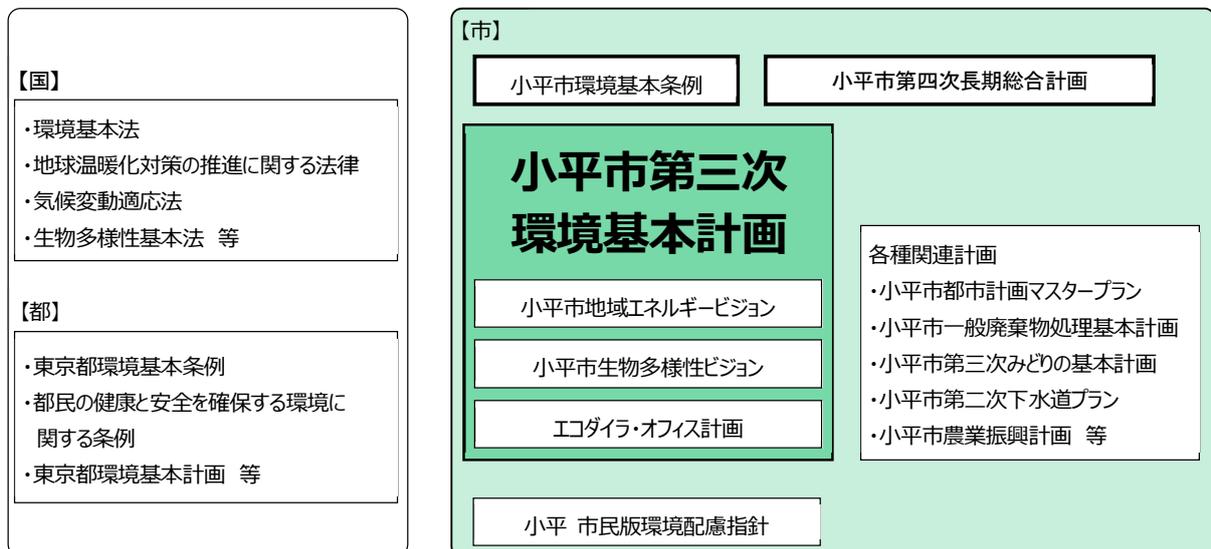


図 2-1 計画の位置づけ

2 計画期間

計画期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

なお、上記計画期間中においても、環境や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直し、部分的変更、付加等を行うこととします。

3 計画の対象

本計画は、小平市全域を対象とします。

なお、行政区域を越えて、地域で一体となった対応が必要な環境問題については、国や東京都、近隣自治体や関係機関など広域的な連携を図ります。

また、計画の対象とする環境は、「地球環境」、「資源循環」、「自然環境」、「生活環境」および「共通基盤」とします。

表 2-1 計画の対象とする環境の範囲

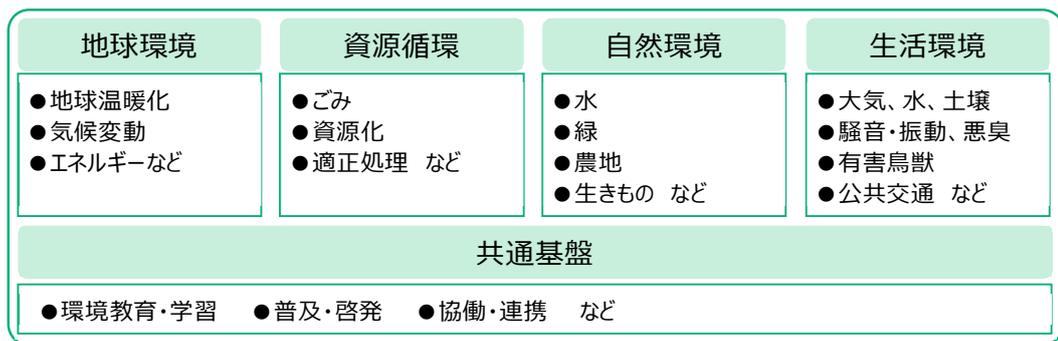
| 分野 | 内容 |
|------|-----------------------------------|
| 地球環境 | 地球温暖化、気候変動、エネルギーなど |
| 資源循環 | ごみ、資源化、適正処理など |
| 自然環境 | 水、緑、農地、生きものなど |
| 生活環境 | 大気、水、土壌、騒音・振動、悪臭、有害鳥獣、環境美化、公共交通など |
| 共通基盤 | 環境教育・学習、普及・啓発、協働・連携など |

4 計画の主体

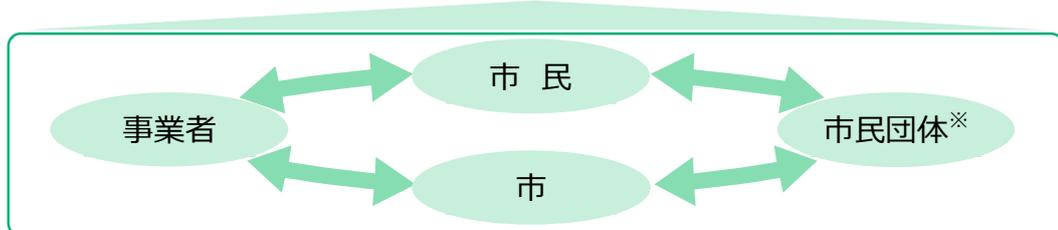
環境問題は、私たち人間の活動と密接な関係を持っています。したがってその解決には、私たち一人ひとりが日常生活や事業活動において、環境に配慮した行動を主体的・積極的にとっていくことが必要です。

そのため、市民・事業者・市民団体・市のそれぞれが主体となり、役割を担いながら、相互に連携・協働を図り、計画を推進します。

【計画の対象】



それぞれが役割を担いながら相互に連携・協働し、計画を推進



※本計画における「市民団体」とは、営利を目的とせず、市内で環境保全や緑化推進等、環境に関わる活動を継続的に行っている組織で、市と協働で取組を進めているものもあります。

図 2-2 計画の対象と主体

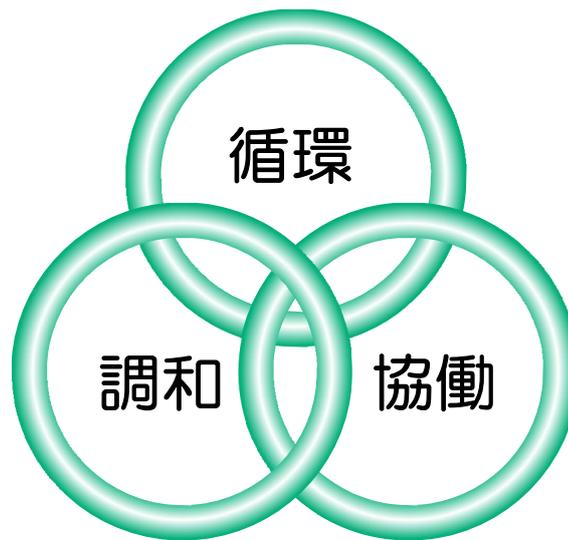
第3章 目指す環境像と実現するための施策体系

1 目指す環境像

地球環境や自然環境を守り、資源循環や生活環境を改善し、持続可能な社会を次の世代につなぐためには、私たち一人ひとりが自らの活動と環境とのかかわりを意識し、行動することが必要です。

そのため、市民・事業者・市民団体・市が、環境の保全等に対する意識を高め、それぞれの役割と責任の中で連携・協働し、よりよいまちを築いていくというこれまでの考え方を継承し、引き続き、循環・調和・協働に共通する「わ」をキーワードとした目指すべき環境像を次のとおり定め、その実現に向けて取り組みます。

循環・調和・協働の「わ」を大切に
みんなで気持ちよく暮らせるまち こだいら



循環

廃棄物やエネルギー消費量の削減などにより環境への負荷を低減し、健康で元気に安心して暮らせる循環型のまちを目指します。

調和

水辺や緑などの自然と生きものを守るため、自然と都市を調和させ、環境に配慮したまちづくりを目指します。

協働

環境マインド（環境に配慮する心を持つことによって、すべての行動が環境に対し配慮されていくこと）を育て、人と人をつなぎ、協働の取組ができる体制を整えます。

2 基本方針

目指すべき環境像の実現を図るため、計画対象とする5つの分野ごとに基本方針を定め、基本方針に基づく施策を展開します。

基本方針Ⅰ 「地球温暖化・エネルギー対策の推進」

地球環境

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の構築を目指し、エネルギー施策をはじめとする地球温暖化防止のための「緩和策」に取り組むとともに、気候変動の影響を回避・軽減するための「適応策」を推進します。

なお、本方針に基づく取組(34～41 ページ)は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」に相当する「**小平市地域エネルギービジョン**」として位置付けます。

基本方針Ⅱ 「循環型社会の形成」

資源循環

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、最適生産・最適消費・最少廃棄の「循環型社会」への変革を目指し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進と適正処理に取り組むとともに、「もったいない」の意識と行動を促します。

なお、本方針に基づく取組は、「小平市一般廃棄物処理基本計画」によって展開することで実効性を確保します。

基本方針Ⅲ 「水と緑と生きものとの共生」

自然環境

水や緑、生きものを身近に感じ、心豊かな生活が送れるように、生物多様性の保全と持続可能な利用を図ります。

なお、本方針に基づく取組(48～54 ページ)は、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」に相当する「**小平市生物多様性ビジョン**」として位置付けるとともに、本方針を踏まえて実施する取組は、「小平市みどりの基本計画」によって展開することで、計画の実効性を確保します。

基本方針Ⅳ 「快適な生活環境の確保」

生活環境

都市と自然が調和した快適な生活環境を維持していくため、大気・水・土壌環境等の保全や騒音・振動等への対応に努めるとともに、環境美化の向上に取り組めます。

また、快適な暮らしと環境負荷低減の両立を目指した、地域特性に応じた交通環境の整備や地域公共交通の利用を促進します。

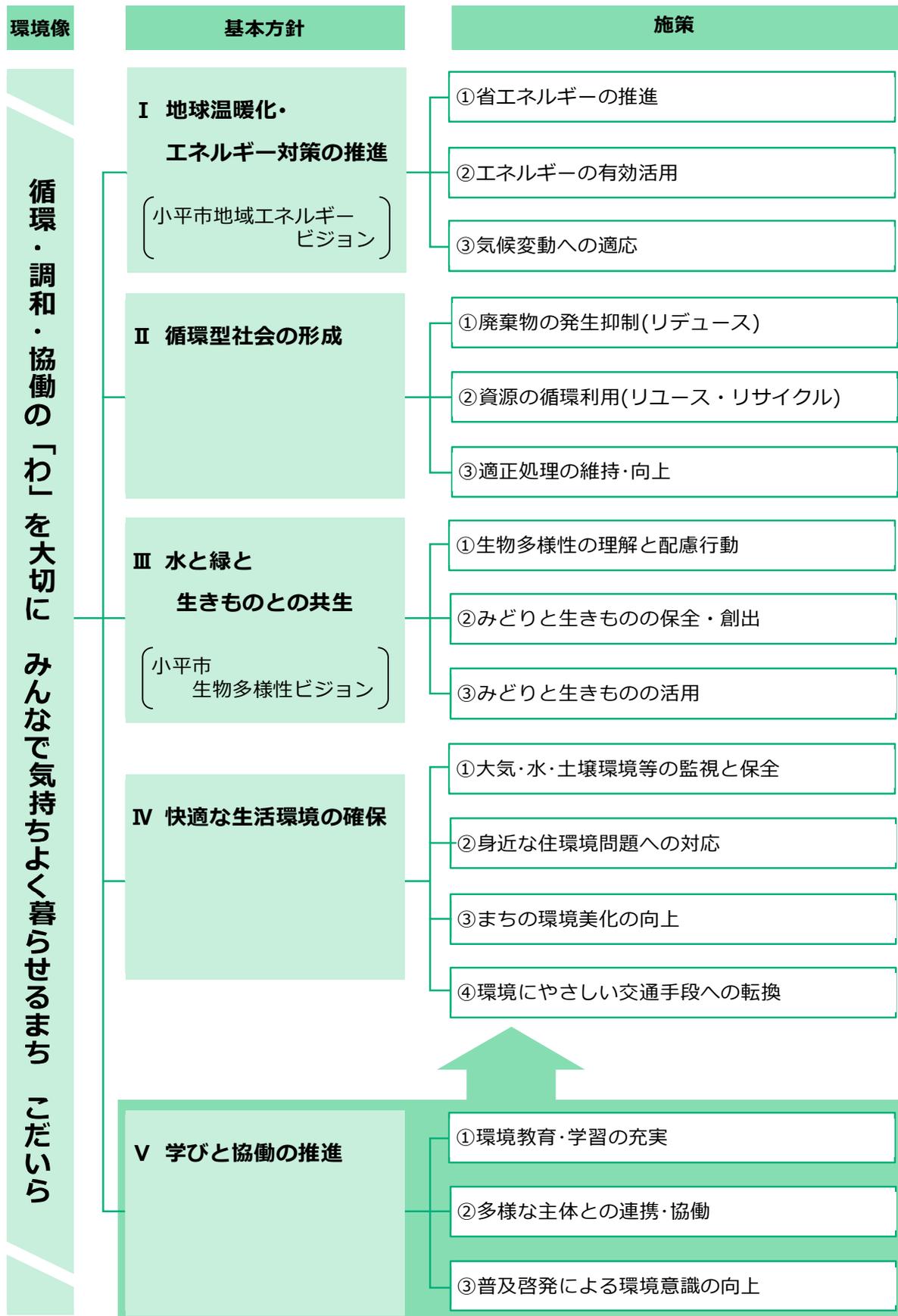
基本方針Ⅴ 「学びと協働の推進」

共通基盤

多様化・複雑化する環境問題の解決に向け、環境学習や普及啓発に努めるとともに、あらゆる世代及び多様な主体との連携・協働を図ります。

なお、本方針は、すべての分野の土台として、上記Ⅰ～Ⅳの方針に基づく取組を下支えします。

3 施策体系



第3章

第4章 施策の展開

1 基本方針Ⅰ 地球温暖化・エネルギー対策の推進【小平市地域エネルギービジョン】

1-1 これまでの取組と課題

■これまでの取組

温室効果ガスの排出削減のため、市ではこれまで、市民版環境配慮指針の普及啓発や環境家計簿アプリの利用の推進、公共施設への太陽光発電システムの導入、新エネルギー機器設置費用の助成、市民共同発電所との連携などにより、省エネルギー・創エネルギーの推進に取り組んできました。

また、「小平市地域エネルギービジョン」では市全体のエネルギー消費量の削減に取り組んできたほか、「第二次エコダイラ・オフィス計画」では、市の所管する事務・事業での環境負荷低減を図ってきました。

○第二次計画(地球環境)の重点施策と数値目標の状況

▶重点施策

- ・「太陽光発電システム機器設置費用の助成」については、目標である2,000件は達成できませんが、家庭用燃料電池の助成件数を合わせると令和元年度末で2,288件の助成を行っています。
- ・「自転車専用レーンの設置及び拡大の検討」については、道路の幅員の問題などの困難な状況があり、代替として自転車ナビマークの整備を推進してきました。令和元年度末の累計整備距離は46,660mとなっています。
- ・「環境家計簿の普及」については、Web版、アプリ版を順次構築し、市民団体とともに普及を進めてきたことで、参加者が拡大しました。

▶数値目標

| 項目 | | 目標 | 令和元年度実績 | 達成率 |
|------------------------------|-----------|--|---------------------------------------|--------|
| 二酸化炭素 排出量 | 市全体 | 492,286 t-CO ₂ (平成17年度比25%削減) | 522,279 t-CO ₂ (平成29年度) | 81.7% |
| | 市 事務事業 | 6,161,756 kg-CO ₂ (平成17年度比25%削減) | 7,356,403 kg-CO ₂ | 42.2% |
| 庁用車の低公害車 ・低燃費車の導入率 | | 100% | 89.9% | 89.9% |
| 環境家計簿の 参加世帯 | | 1,000件/年 | 2,010件/年 | 201.0% |
| 太陽光発電システム 設置費用の助成件数 累計 | | 2,000件 | 1,275件 | 63.8% |

■ 課題

市全体の二酸化炭素排出量の削減は進んできましたが、部門別エネルギー消費量で見ると、主な要因は産業部門・運輸部門での削減が大幅に進んだ結果によるものであり、全体の70%程度を占める家庭部門・業務部門の削減はあまり進んでいません。

今後は、家庭部門・業務部門でのエネルギー消費量の削減のため、家庭生活や事業活動における省エネ・創エネ等の取組を推進していく必要があります、当然ながらここには、市自らの事務・事業におけるエネルギー消費量の削減も含まれています。

ただし、近年の猛暑や豪雨に見られる気候変動の影響や、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活様式や事業活動の変化などに柔軟に対応し、時勢に即した取組の選択も必要となります。

1-2 2030年に目指す姿

エネルギーの利用やライフスタイルが見直され、エネルギーの消費の抑制と豊かで快適な生活の両立が図られています。

また、令和32(2050)年における脱炭素社会の構築を見据え、二酸化炭素排出量の実質ゼロへのチャレンジに意欲的に取り組んでいます。

1-3 長期的な展望

国は地球温暖化対策計画の中で、パリ協定を踏まえた日本の長期的な目標として、脱炭素化も見据えて「令和32(2050)年までに温室効果ガスを80%削減する」ことを掲げていますが、新たに、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを方向性として示しています。東京都においては、ゼロエミッション東京戦略の中で、令和32(2050)年の二酸化炭素排出量の実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を目指すこととしています。

本市は、長期的に令和32(2050)年の二酸化炭素排出量の実質ゼロを見据えた上で、基準年度を国に合わせた平成25(2013)年度とし、削減目標は、東京都に合わせて**令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で30%削減**を目標として掲げ、全力で取組を推進します。

この長期的な展望は、市はもとより、市民や事業者、関連する市民団体の協力がなくては容易に到達できるものではないことから、各自が環境をより良くするという信念をもって気候変動に立ち向かうことが求められます。

そのため、私たちはこれまで以上に連携・協働し、この野心的な目標の達成に向けて日々努力を続けることが必要です。

▶国・東京都の基準年度と削減目標

| 計画名称 | 基準年度(年) | 削減目標 |
|------------------|---------|----------------|
| 国の地球温暖化対策計画 | 2013年度 | 2030年度までに26%削減 |
| 東京都のゼロエミッション東京戦略 | 2000年 | 2030年までに30%削減 |

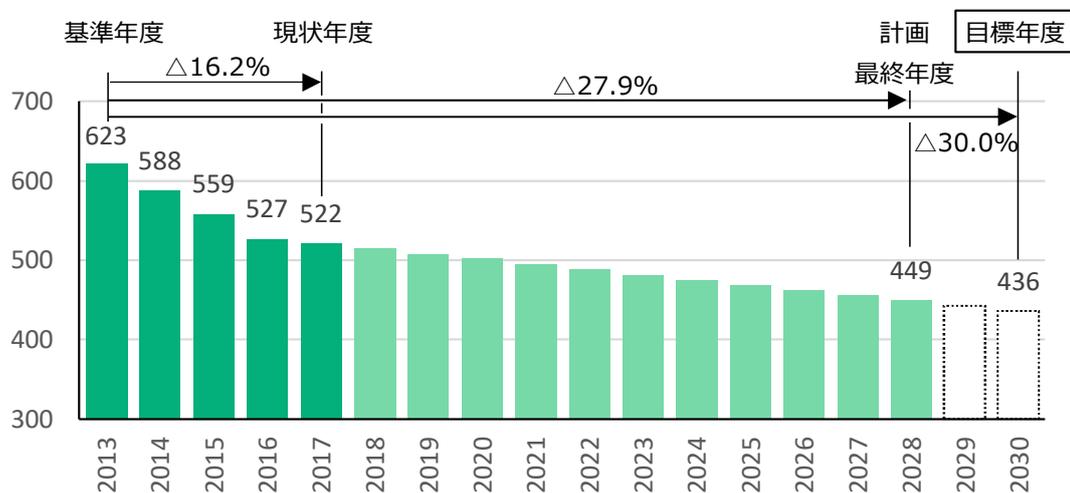
1-4 基本方針の達成状況を図るための成果指標

長期的な展望を踏まえ、令和12(2030)年度の目標値として、基準年度[平成25(2013)年度]比で**二酸化炭素排出量30%削減**を掲げ、目標達成に向けた取組を進めます。

なお、二酸化炭素排出量の算定に用いる統計データの公表時期が最大で2年程度かかるため、本計画最終年度の目標値は令和10(2028)年度に基準年度比で27.9%削減とします。

単位：1,000 t-CO₂

| 数値目標 | 基準値(2013) | 現状値(2017) | 計画最終年度 目標値(2028) | 目標値(2030) |
|-----------------------|-----------|-----------------|---------------------|------------------------|
| 二酸化炭素排出量 (エネルギー起源) | 623 | 522 (△16.2%) | 449 (△27.9%) | 436 (△30.0%) |



注) 2018年度～2030年度までの13年間に13.8%分(30.0%－16.2%＝13.8%)の二酸化炭素を削減するため、一律の年率換算で年間1.06%削減する必要がある。これを2018年度から2028年度までの11年間で計算すると、-11.7%となり、基準年度の2013年からの削減分と合わせると、2028年度(計画最終年度)における削減率は基準年度比で27.9%(16.2%+11.7%＝27.9%)となる。

1-5 施策の展開

本方針は「小平市地域エネルギービジョン」としての位置づけを踏まえ、地球温暖化防止のための「緩和策」として、更なる省エネルギー化とエネルギーの有効活用を推進するとともに、気候変動の影響を回避・軽減するための「適応策」にも取り組むなど、取組を拡大します。

第4章

■ 施策1 省エネルギーの推進

脱炭素社会の構築に向けた取組として、エネルギー消費量の削減に努めます。

市ではこれまで、市民団体等との協働により、省エネ・省資源の取組の普及啓発に努めるとともに、環境に配慮した設備・機器の導入に努めてきました。

今後は引き続き、市民一人ひとりの省エネ行動の「深化」を図るとともに、近年の革新的な技術開発に遅れることなく、省エネ設備・機器の導入を進めます。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

| | |
|---|-------------------------|
| ・市民版環境配慮指針の普及拡大【V-3】 | 環境政策課 |
| ・環境家計簿アプリの活用【V-3】 | 環境政策課 |
| ・LED化の推進 | 環境政策課 施設整備課 施設担当課 |
| ・ZEV(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)の導入【IV-1】 | 総務課 環境政策課 自動車保有課 |
| ・断熱材など環境配慮型建材の使用 | 施設整備課 施設担当課 |
| ・省エネ機器等の導入及び適正な運用 | 施設担当課 |
| ・エネルギー使用量の把握 | 環境政策課 施設担当課 |
| ・省エネ関連情報(窓断熱、省エネ家電、補助金等)の発信【V-3】 | 環境政策課 |



電気自動車



環境家計簿

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(2030) |
|--------------------|-----------|-----------|
| 環境家計簿の利用件数 | 2,503 件※ | 5,000 件※ |
| 公共施設における LED 照明導入率 | 10.7% | 80% |

※環境家計簿参加者が入力した月数の合計

■ 施策2 エネルギーの有効活用

市ではこれまで、「太陽光発電日本一プロジェクト」を掲げ、公共施設への太陽光発電システムの導入や市民・事業者への新エネルギー機器設置費の助成に努めるとともに、市民共同発電所との連携にも取り組んできました。

今後は引き続き、公共施設の新設や建替えの機会を捉えて太陽光発電システムを導入するほか、これまでに導入した設備・機器による効率的なエネルギーの活用や、新たなエネルギー施策の検討など、複合的にエネルギー施策を推進します。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

| | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| ・公共施設における再生可能エネルギーの最大限の活用 | 環境政策課 施設整備課 施設担当課 |
| ・創エネ・蓄エネ機器等設置費用の助成 | 環境政策課 |
| ・市民共同発電所との連携 | 環境政策課 |
| ・ごみ焼却熱の発電や熱供給への有効活用 | 資源循環課 |
| ・下水熱利用の検討 | 下水道課 |
| ・効率的なエネルギー利用に関する情報(再エネ設備、補助金)の発信【V-3】 | 環境政策課 |



太陽光発電設備(市民総合体育館)



ごみ焼却熱の有効活用(こもれびの足湯)

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(2030) |
|---------------------|-----------|-----------|
| 創エネ・蓄エネ機器等設置費用の助成件数 | 2,288 件※ | 4,000 件 |

※2007年度からの太陽光発電システム・燃料電池の助成件数の累計

コラム 太陽光発電日本一プロジェクトとは

平成 21(2009)年 2 月に策定された「小平市地域エネルギービジョン」(計画期間：平成 21(2009)年度～令和 2(2020)年度)において、市の平らな地形という地域特性を活かすには、太陽光発電が最も有効との考えから「太陽光発電日本一プロジェクト」を掲げ、多様な主体の参画により、太陽光発電システムの積極的な導入を進めてきました。

この先導的なプロジェクトにより、公共施設や住宅・事業所等への太陽光発電システムの導入量のみならず、再生可能エネルギー活用の機運や、市民一人ひとりの環境配慮意識の高まりが増すこととなりました。このプロジェクトの理念を、今後の多様なエネルギー施策につなげていきます。

■ 施策3 気候変動への適応

二酸化炭素排出量の削減に取り組む一方、気候変動の影響を回避・軽減する適応策が重要となっています。気候変動による影響は他分野かつ広範囲に及ぶため、本計画では、環境分野と関連が深い取組を中心に位置づけつつ、複数の分野にまたがる影響については、分野間の枠を超えた連携に努めます。

気候変動への適応に向けた対策として、ハード整備とともに、家庭や事業所で行う気候変動適応策の普及啓発に努めます。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

| | |
|-------------------------|-----------------|
| ・透水性舗装の整備 | 道路課 |
| ・未整備地区における雨水管きょ整備 | 下水道課 |
| ・雨水貯留・浸透施設の設置促進 | 水と緑と公園課 下水道課 |
| ・打ち水の普及【V-3】 | 環境政策課 施設担当課 |
| ・熱中症・蚊媒介感染症等への注意喚起【V-3】 | 健康推進課 環境政策課 |
| ・クールビズ・ウォームビズの推進 | 環境政策課 職員課 |
| ・気候変動適応策の普及啓発【V-3】 | 環境政策課 |



打ち水風景



雨水管きょ整備

| 数値目標 | 現状値 | 目標値(2025) |
|---------------------|-----|-------------------|
| 未整備地区における雨水管きょ整備地区数 | — | 7地区 ^{※1} |
| 雨水貯留・浸透施設設置地区数 | — | 7地区 ^{※2} |

※1 「小平市第二次下水道プラン」における目標値
7地区の整備により、未整備地区での雨水管きょ整備率は20.5% (2019) から24.2% (2025) となる見込み
雨水管きょ整備率(%) = 雨水管きょ整備済み区域面積 / 雨水管きょ整備対象区域面積 (分流式下水道 654.6 ha) × 100

※2 「小平市第二次下水道プラン」における目標値
7地区の整備により、490 m³ から920 m³ 程度の処理量を見込む
処理量(m³) = 浸透量(m³/hr) + 貯留量(V)
浸透量(m³/hr) : 1時間あたりの地中にしみ込む水の量

コラム 命を守る適応策



■ 気象災害から守るための適応策

近年、過去の観測を上回るような短時間強雨が増加しています。大雨による河川の氾濫や下水道の氾濫(内水氾濫)、浸水被害を防ぐためのインフラ整備や、警戒避難体制を強化することも「適応策」であり、また、一人ひとりが天気予報や防災アプリを確認したり、ハザードマップや避難経路を確認し、気象災害から身を守ることも「適応策」です。



天気予報や防災アプリ等の確認

洪水被害予測地図(ハザードマップ)等の確認

雨水貯留槽など(インフラ整備の例)

■ 健康を守るための適応策

日本の年平均気温は1898年から2017年までの120年程度の間、1.19℃上昇しており、特に1990年代以降、高温となる年が頻りに現れ、猛暑日や熱帯夜が増加しています。

それに伴って、熱中症で搬送される人の数が増えたり、伝染病を媒介する蚊の北上などの影響が出ています。水分補給をこまめにしたり、エアコンの設定温度を適度に保つことによって熱中症を予防したり、虫刺されに気をつけ、一人ひとりが自身の健康を守ることも「適応策」です。



こまめに水分補給したり、エアコンを適切に使い熱中症予防をする。

虫よけスプレーなどで虫刺されに気をつける。

蚊の育つ水たまりなどを作らない。

資料：「目で見る適応策」、気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)(国立環境研究所, 2018)をもとに作成

1-6 市民・事業者・市民団体の取組

■ 市民の取組

- ・市民版環境配慮指針を活用した省エネに取り組みます
- ・環境家計簿を活用してエネルギーの使用状況を見える化します
- ・自立分散型エネルギー(再エネ設備、蓄電池、家庭用燃料電池等)の導入を進め、災害対策にも役立てます
- ・暑さ・寒さ対策や感染症予防(手洗い・消毒)に取り組みます
- ・断熱改修等、住宅の省エネルギー化を進めます
- ・車を買替えるときは、電気自動車等を選びます
- ・環境負荷の少ない電力に切り替えます

■ 事業者の取組

- ・賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」に取り組みます
- ・RE100、EP100 などの取組に参加します
- ・従業員を対象として、熱中症や蚊媒介感染症への注意喚起を行います
- ・環境マネジメントシステムの考え方や仕組みを取り入れます
- ・事業活動において、環境面から事業者の社会的責任(CSR)を果たすほか、事業活動に社会貢献を結び付けた CSV にも取り組みます
- ・自立分散型エネルギー(再エネ設備、蓄電池、業務用燃料電池等)の導入を進め、災害対策にも役立てます
- ・断熱改修や機器の改修、省エネ診断等、事業所・工場の省エネルギー化を進めます
- ・車を買替えるときは、電気自動車等を選びます
- ・環境負荷の少ない電力に切り替えます

■ 市民団体の取組

- ・省エネルギー行動などの普及・啓発活動を積極的に行います
- ・再生可能エネルギーの普及・導入に努めます


コラム COOL CHOICE とは


平成 27(2015)年、すべての国が参加する形で、令和 2(2020)年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を 2℃未満にする(さらに、1.5℃に抑える努力をする)こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

パリ協定を踏まえ、我が国は、令和 12(2030)年度に温室効果ガスの排出を平成 25(2013)年度比で 26%削減する目標を掲げています。この目標達成のためには、家庭・業務部門においては約 4 割という大幅削減が必要であり、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。

■ COOL CHOICE 公式ホームページ URL
<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>



2 基本方針Ⅱ 循環型社会の形成

2-1 これまでの取組と課題

■これまでの取組

廃棄物減量等推進員(愛称:クリーンメイトこだいら)や市民ボランティアの協力により、環境啓発イベントや各種講習会、リサイクルきゃらばん(日時・場所を予め定めて実施する資源の拠点回収)を開催するなど、ごみ減量への意識啓発や周知に努めてきました。

リサイクルの推進としては、平成25(2013)年度から小型家電リサイクルを実施したほか、食物資源循環モデル事業の参加世帯が1,000世帯まで拡大したことを契機に、平成29(2017)年度から「食物資源循環事業」として本格実施しています。

平成31(2019)年4月には、家庭ごみ有料化・戸別収集の開始、分別変更、新リサイクルセンターの稼働のほか、小平市・武蔵村山市・東大和市の3市で構成される小平・村山・大和衛生組合では、新設のプラスチック製容器包装・ペットボトルの中間処理施設(愛称:スリーハーモニー)が稼働しました。また、令和2(2020)年4月には、小平・村山・大和衛生組合で新不燃・粗大ごみ処理施設が稼働するなど、ごみの減量と資源化に取り組みました。

○第二次計画期間の主な取組

- ・家庭から出る生ごみをたい肥化する「食物資源循環事業」により、ごみの減量と食物資源としての有効利用を行ってきました。令和元年度は約82tを収集し、再資源化しました。
- ・平成30(2018)年3月に小平市一般廃棄物処理基本計画の改訂を行い、さらなるごみの減量、資源化を推進してきました。
- ・家庭ごみ有料化・戸別収集・分別変更の実施に伴い、資源とごみの収集カレンダー・パンフレットの全戸配布、指定収集袋の販売を開始しました。移行前に、市民説明会を29回、出前講座等を335回実施しました。

■課題

家庭ごみ有料化・戸別収集・分別変更の実施による効果を注視しつつ、更なる廃棄物の減量に取り組む必要があります。

令和元(2019)年度に実施した「ごみ組成分析調査」の結果、燃やすごみの中に未利用食品(未開封や手つかずの食品)が含まれており、市全体でごみとして出されている未利用食品は年間約455tと推計され、こうした点や食を通じた環境教育の観点から、更なる未利用食品の削減に向けた取組を推進する必要があります。

また、本来は資源として分別回収されるべきプラスチック製容器包装などが、未だにごみとして捨てられている状況もみられることから、現在の分別区分の普及啓発を更に図る必要があります。

加えて、老朽化によるごみ焼却施設の更新が大きな課題となっています。

2-2 2030年に目指す姿

ごみの発生抑制、資源の再使用・再生利用を推進することで、モノやエネルギーが適正かつ余すことなく利用される循環型社会が形成されています。

2-3 基本方針の達成状況を図るための成果指標

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(毎年度) |
|------------------|-------------------------|----------|
| 市民一人1日あたりごみ総量の抑制 | 653.8 g/人日 [※] | 前年度比減 |

※「小平市一般廃棄物処理基本計画」における排出物原単位

2-4 施策の展開

循環型社会の形成に向けて、ごみはもちろん資源物も含めた総量の抑制に取り組み、総量を抑制してもなお発生するものに対しては、資源として循環利用を徹底して環境負荷を低減します。

それでも廃棄物となったものについては、適正な処理に努めます。

■ 施策1 廃棄物の発生抑制(リデュース)

循環型社会の形成に向けて、まずは、廃棄物を発生させないことが肝要です。

市ではこれまで、廃棄物の発生抑制の理解を浸透させるため、市報や市ホームページ、出前講座などを通じて、普及啓発に努めてきました。

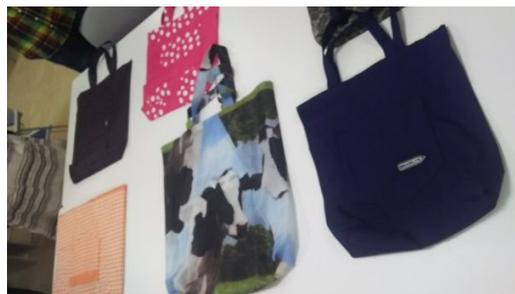
今後は、市民・事業者の意識改革を促すとともに、食品ロスの削減やプラスチックごみなどの減量への取組を強化します。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

| | |
|------------------------------|-----------------------|
| ・東京都「プラスチック削減プログラム」に基づく施策の実現 | 資源循環課 |
| ・食品ロスの削減計画の検討 | 資源循環課 |
| ・マイ箸、マイボトル、マイバッグ・ふるしき利用の促進 | 資源循環課 環境政策課 |
| ・ペーパーレス化の推進【I-1】 | 資源循環課 総務課 環境政策課 |
| ・小売り販売や梱包材削減の推進 | 資源循環課 |
| ・燃やすごみに含まれる雑がみの削減の推進 | 資源循環課 |
| ・事業系一般廃棄物手数料の適正化 | 資源循環課 |



ふるしきの利用



不要な傘で作ったマイバッグ

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(2030) |
|---------------------|-----------|-----------|
| 燃やすごみに含まれる可燃性資源※の抑制 | 12.8% | 10% |

※雑がみ、雑誌など

コラム 食品ロス



食べられるのに廃棄される食品は「食品ロス」と呼ばれ、その量は国全体で年間646万t(事業者分約357万t、家庭分約289万t)と推計されています(農林水産省、環境省発表「平成27年度推計」(以下、「同推計」という))。一方、国内で食品の流通・加工等の段階に廃棄される「食品廃棄物」の全体量は同推計で年間2,824万tとなっており、食品廃棄物全体と比べ、家庭からの食品ロスも大きな割合を占めていることがわかります。

<食品ロスを減らすには>

■残さず食べましょう

家庭で調理したり、お店で注文した料理等食べ物は残さず食べましょう。

■“必要な分だけ”作りましょう、頼みましょう

具体的には・・・

- ・ 食品は、必要な時に必要な量だけ購入しましょう
- ・ 料理は食べられる量だけ作りましょう
- ・ 食べきれずに残った食べ物は冷蔵庫等に保存し、早めに食べましょう
- ・ 中途半端に残った料理や食材は、ほかの料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫しましょう
- ・ 外食の時は食べられる量だけ注文し、おいしく食べましょう。どうしても残ってしまった場合も、持ち帰りができるかどうかお店に確認してみましょう

■「消費期限」と「賞味期限」の違いを認識しておいしく食べましょう

よく混同されがちな2つの「期限」ですが、いずれも開封していない状態で保存した場合の期限です。しかし、両者には明確な違いがあります。違いを知って、無駄にしないように食べましょう。

「消費期限」と「賞味期限」とは・・・

- 消費期限：安全に食べることができる期限
- 賞味期限：おいしく食べることができる期限

■施策2 資源の循環利用(リユース・リサイクル)

市では、平成31(2019)年4月から分別方法の変更を行うとともに、プラスチック製容器包装の全量資源化に努めています。また、リサイクルきゃらぼんなどの活動も行っています。

市は今後も引き続き、様々な品目でリユース・リサイクルに努めるとともに、啓発・学習機能を備えた新リサイクルセンターやごみ分別アプリなどのツールを活用した普及啓発により、分別や資源化の徹底を推進します。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

| | |
|-------------------------------|---------------------|
| ・ごみ分別アプリの活用【V-3】 | 資源循環課 |
| ・食物資源循環事業の推進 | 資源循環課 |
| ・生ごみ処理機で生成される食物資源一次処理物の資源化の推進 | 資源循環課 学務課 保育課 |
| ・食物資源(生ごみ)処理機購入費用の助成 | 資源循環課 |
| ・食物資源たい肥化講習会・段ボールコンポスト講習会等の実施 | 資源循環課 |
| ・リサイクルの促進(図書、小型家電、陶磁器食器、剪定枝等) | 資源循環課 図書館 |
| ・シェアリングの利用促進(家具、子育て用品、陶磁器食器等) | 資源循環課 |
| ・紙オムツの資源化の検討 | 資源循環課 |



食物資源回収用バケツ



ごみ分別アプリ

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(毎年度) |
|--------------|-----------|----------|
| 資源物行政回収量の抑制※ | 10,879 t | 前年度比減 |

※生産・販売だけでなく廃棄以降の段階まで関わる責任（拡大生産者責任）の考え方を踏まえ、事業者の店頭回収等を推進することにより、廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進し、さらに行政回収量を抑制する

コラム コンビニでのペットボトル回収に向けた協定の締結

市は、株式会社セブン・イレブン・ジャパンと地域活性化包括連携協定を締結し、その一環として、ペットボトルの回収事業が始まりました。

協定の締結を踏まえ、令和2(2020)年7月30日から、市内のセブン・イレブン19店舗にペットボトル自動回収機が設置されました。



ペットボトル回収事業開始セレモニーの様子



ペットボトル自動回収機

■ 施策3 適正処理の維持・向上

市では、平成31(2019)年4月から家庭ごみ有料化・戸別収集へ移行するとともに、新リサイクルセンターを開設しました。

小平・村山・大和衛生組合では、同時期に新設のプラスチック製容器包装・ペットボトルの中間処理施設(愛称:スリーハーモニー)が稼働しました。また、令和2(2020)年4月から新不燃・粗大ごみ処理施設が稼働し、今後、(仮称)新ごみ焼却施設の整備が予定されています。

市は引き続き、新ごみ焼却施設の整備を着実に進めるとともに、家庭・事業者からの廃棄物の適正排出の指導に努めていきます。

[具体的な取組]【関連:[方針]-[施策 No]】

| | |
|-------------------------------|-------|
| ・家庭廃棄物の適正排出指導 | 資源循環課 |
| ・事業系廃棄物の適正排出指導 | 資源循環課 |
| ・小平・村山・大和衛生組合『(仮称)新ごみ焼却施設』の整備 | 資源循環課 |



リサイクルセンター全景

コラム 集合住宅のごみ集積所でのごみ出し方法の周知看板

市では、集合住宅などにごみ集積所へのごみ出し方法を掲載した周知看板を配布しており、各家庭における適切なごみ出し方法の周知を行っています。

資源とごみの収集日 **朝8時までに出してください。** **祝日(年末年始除く)も収集します。**

中島町 たかの台
小川町1丁目 栄町
小川西町 A地区

| | 月 Mon | 火 Tue | 水 Wed | 木 Thu | 金 Fri |
|-----|-------------|-------|------------------------|----------------------------|-------|
| 1週目 | プラスチック製容器包装 | 燃やすごみ | ビン 金属製のなべ等 有害性資源 | 雑誌・雑誌がみ シュレッダーくず 古布類 | 燃やすごみ |
| 2週目 | プラスチック製容器包装 | 燃やすごみ | ペットボトルは2週に1回収集 | 段ボール 新聞紙 | 燃やすごみ |
| 3週目 | プラスチック製容器包装 | 燃やすごみ | 燃やさないごみは4週に1回収集 | 段ボール 新聞紙 | 燃やすごみ |
| 4週目 | プラスチック製容器包装 | 燃やすごみ | 燃やさないごみは4週に1回収集 | 段ボール 新聞紙 | 燃やすごみ |
| 5週目 | プラスチック製容器包装 | 燃やすごみ | 燃やさないごみは4週に1回収集 | 段ボール 新聞紙 | 燃やすごみ |

AとBのグループを交互に2週に1回収集

AとBのグループを交互に2週に1回収集

- ★「燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック製容器包装」は指定収集袋に入れて出してください。
- ★ 詳しい収集日と分別方法などは、「収集カレンダー・パンフレット」でご確認ください。

ごみ出し方法の周知看板掲載内容

2-5 市民・事業者・市民団体の取組

■ 市民の取組

- ・マイボトルやマイバッグの活用など、ごみの発生を抑えます
- ・使い捨てプラスチック製容器包装の利用を減らします
- ・資源とごみの収集カレンダー、パンフレットを参照し、ごみ出しのルールを守ります
- ・ごみ分別アプリを活用し、ごみの分別による資源化を徹底します
- ・生ごみ処理機等を利用し、生ごみの削減や再利用に努めます
- ・3010 運動など、食品ロスの削減に取り組みます
- ・長く使えるものを購入し、使わないものはリサイクルやシェアリングします

■ 事業者の取組

- ・法に則り、事業ごみを適切に処理します
- ・ごみの削減・分別による資源化を徹底します
- ・消耗品等のグリーン購入に努めます
- ・ペーパーレス化に取り組みます
- ・簡易包装を推進します
- ・使い捨てプラスチック製容器包装の利用を減らします
- ・使い捨てプラスチック製容器包装の回収と資源化に努めます
- ・生ごみ処理機等を利用し、生ごみの削減や再利用に努めます
- ・3010 運動など、食品ロスの削減に取り組みます

■ 市民団体の取組

- ・3R(発生抑制、再使用、再生利用)の普及・啓発を行います
- ・資源回収やリサイクル活動を推進します

3 基本方針Ⅲ 水と緑と生きものとの共生【小平市生物多様性ビジョン】

3-1 これまでの取組と課題

■これまでの取組

水と緑のネットワークづくりのため、用水路の親水整備や流水の確保、農地、雑木林、屋敷林の保全、道路の街路樹や公園の整備などに取り組み、「都市のみどり」としての自然環境の保全に努めてきました。

民有地の緑についても、生垣造成補助の実施やオープンガーデンの推進などにより、市民が支える緑の保全・創出を支援してきたほか、チョウや鳥が訪れる身近なビオトープづくりの支援などに取り組んできました。

平成28(2016)年度からは、公園等に対する愛着心の増進、地域コミュニティの形成及び公園等の景観維持を図ることを目的に、公園等アダプト制度を導入しています。

○第二次計画(自然環境)の重点施策と数値目標の状況

▶重点施策

- ・「市民ボランティアによる花いっぱい運動の推進」については、毎年、小平駅前、公園及び用水路の親水エリアで緑化を行ってきました。
- ・「小平グリーンロードを南北につなぐ新たなみどりの骨格づくり」については、小平駅南口ロータリー花壇の花苗の植替え、あかしあ通り沿いの公園や街路樹の整備などに取り組んできました。
- ・「市民参加による動植物の生態調査」については、森のカルテづくりや身近なビオトープづくり、市民参加型生き物調査などを実施してきました。

▶数値目標

| 項目 | 目標 | 令和元年度実績 | 達成率 |
|--------------|--------|--------------------|-------|
| 公園いきいきリニューアル | 10 公園 | 1 公園 (累計 15 公園) | 150% |
| オープンガーデンの開設 | 30 か所 | 26 か所 | 86.7% |
| 生垣造成補助 | 継続して実施 | 8 件 112.6 m | — |

■ 課題

宅地化の進展とともに市のみどり率は減少し、平成 19(2007)年の 35.8%から平成 29(2017)年は 29.6%となっています。

こうした現状を踏まえ、今後は、樹林地や農地の保全、用水路の流水の確保などとともに、計画的に都市計画公園の整備を進めるなど、みどり率の維持・向上に向けた取組が必要となります。これらの取組を進める際には、水辺や緑地が生きものの生息空間となっていることを意識し、生物多様性の保全と持続可能な利用の観点を持って取り組む必要があります。



コラム 生物多様性とは



水・大気・土・太陽光(エネルギー)の4つの要素を土台として、多くの生きものが、食べる、食べられる等、様々な関係を通じて互いに関わりあい、支えあっている命のシステムを「生態系(自然生態系)」といいます。

地球上に生息・生育する生きものは、未知の種も含めると 870 万種とも 3,000 万種ともいわれ、未だに全体が分かっていません。この非常に多くの種類の生きものが、異なる環境において、自分たちの生きる場所を見つけ、互いの違いを活かしながらかつながら、調和していることを「生物多様性」と呼んでいます。

生物多様性はそれ自体も価値を有していますが、多様な生きものに支えられた生態系は、私たち人間に多大な利益をもたらしており、それを「生態系サービス」と呼んでいます。

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生きものが関わりあう生態系からの恵み(生態系サービス)によって支えられています。

3-2 エコロジカル・ネットワークの構成要素

本市のエコロジカル・ネットワークを形成するうえで、以下のような生きものが生息・生育する空間があります。

▶小平グリーンロード

水や緑が連続した玉川上水、野火止用水、狭山・境緑道は、生きものの重要な移動経路となります。長い距離を結ぶ水と緑のネットワークにより、市内に点在する大小様々な緑地に生きものが供給され、市内の生きものが豊かになります。

▶小平グリーンロードの周辺に点在する緑地や水辺

多様な生きものの生息場所です。また、小平グリーンロードを軸に、大規模な場所は生きものの供給拠点となり、小規模な場所は生きものが往来する際の中継拠点となります。

▶幹線道路や用水路のみどり

幹線道路の街路樹や用水路沿いの緑道などは小規模なものでも、鳥類や昆虫類などの移動の場となります。

▶住宅地の庭や畑、ビオトープなど市内に点在する小規模なみどり

飛び石状に点在するみどりは、小さな生きものの生息の場になるほか、移動中の生きものの休息や採餌など貴重な中継地点となります。



図 4-1 みどりの将来構造図

資料：小平市第三次みどりの基本計画(小平市, 2021)

3-3 2030年に目指す姿

まちなかにはみどりがあふれ、それらが小平グリーンロードや市内を流れる用水路を基軸として水と緑の有機的なネットワークでつながる、人と多様な生きものが暮らす豊かなまちが形成されています。

3-4 基本方針の達成状況を図るための成果指標

| 数値目標 | 現状値(2017) | 目標値(2030) |
|------|-----------|-----------|
| みどり率 | 29.6% | 29.6%* |

※「小平市第三次みどりの基本計画」における目標値(減少率の抑制)

3-5 施策の展開

本方針は「**小平市生物多様性ビジョン**」としての位置づけを踏まえ、自然から得られる生態系サービスによって、我々の生活が支えられていることの理解を促進し、みどりの保全や創出、生物多様性の保全と持続可能な利用に努めます。

また、緑地や水辺の連続性を意識し、エコロジカル・ネットワークの形成を図ります。

■ 施策1 生物多様性の理解と配慮行動

生物多様性は、私たちに様々な恵み(酸素や食料の供給、気候の調整や水・大気の浄化、地域文化等)をもたらしており、私たちは、正しい理解のもとで生物多様性に配慮した行動を一人ひとりが心がける必要があります。

そのために、市内の生物多様性の実態を把握しつつ、観察会や講演会で生物多様性

に関する理解促進を図ります。

また、「生きものマップ」の配布等により、散策時にマップに掲載された生きものを見つける楽しみ方を提案するなど、楽しみながら市内の生物多様性を感じてもらう取組を推進します。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

| | |
|---------------------------|------------------|
| ・生物多様性に関する情報発信【V-3】 | 水と緑と公園課 環境政策課 |
| ・自然観察会・講演会等のイベントの開催【V-3】 | 水と緑と公園課 環境政策課 |
| ・生きもの調査の実施 | 水と緑と公園課 |
| ・生きものマップによる散策の推進 | 水と緑と公園課 環境政策課 |
| ・生物多様性に配慮した行動変容の普及啓発【V-3】 | 水と緑と公園課 環境政策課 |



自然観察会

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(毎年度) |
|---------------------|-----------|----------|
| 自然観察会・講演会・展示会等の開催回数 | 3回 | 5回 |

コラム ペットは責任をもって飼いましょう



ペットを飼うことは、心が安らぎ、幸福感を得られますが、長時間留守にできない、飼育費用がかかるなどの面もあります。飼いきれないという理由で、捨てられたペットは、自分でえさをとれずに死んでしまう一方、住居や庭を荒らす、農作物を食べるなどの被害を生じさせます。もともとその地域に存在しない生きものが住みついてしまうと、その地域の生態系に著しく悪影響を及ぼします。

市内でも、アライグマやミシシippアカミミガメなどの外来種が度々見つかっており、これらも元々飼われていたペットが野生化し、繁殖したと考えられます。

ペットを飼う前には、「成長したらどの程度大きくなるのか」「寿命はどのくらいか」「性格は狂暴でないか」といったペットの特徴を調べ、本当に飼い続けることができるのか、よく考えましょう。また、飼い始めたペットは、最後まで責任をもってお世話をしましょう。

特：特定外来生物：生態系に与える影響が大きいことから「外来生物法」により飼育や移動などが禁止されている外来種



■施策2 みどりと生きものの保全・創出

小平市は、江戸時代の玉川上水の開通をきっかけに開拓が進んできた歴史を背景として、里山や河川などの日本の原風景的な自然とは異なり、農地や雑木林、屋敷林、用水など、人の生活と密接に関わり合ってきた「都市のみどり」となる自然環境で構成されており、こうした自然環境には、様々な生きものが生息しています。

小平らしい自然環境を守り、また次世代へと繋いでいくために、緑地や水辺の保全・創出を図るとともに、在来種の保全や外来種への対策に取り組みます。

[具体的な取組] 【関連：[方針]-[施策 No]】

| | |
|-------------------------|---------|
| ・用水路の適正管理 | 水と緑と公園課 |
| ・小平グリーンロードのみどりの保全 | 水と緑と公園課 |
| ・樹林地等の緑地の保全 | 水と緑と公園課 |
| ・民有地の緑化の推進 | 水と緑と公園課 |
| ・公共施設の緑化の推進 | 施設担当課 |
| ・道路の緑化の推進 | 道路課 |
| ・公園の整備 | 水と緑と公園課 |
| ・農地の保全 | 産業振興課 |
| ・ビオトープづくりの推進 | 水と緑と公園課 |
| ・緑地などの在来種(希少種)の保全や外来種対策 | 水と緑と公園課 |



保存樹林の調査活動の様子



たけのこ公園

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(2030) |
|--------------|---------------------|---------------------------|
| 一人あたり公園・緑地面積 | 2.77 m ² | 2.92 m ² |
| 農地面積 | 179 ha | 165 ha(2027) [※] |

※「小平市農業振興計画」における目標値(減少面積の抑制)

■施策3 みどりと生きものの活用

私たちの生活は生物多様性の恵みに支えられていることから、自然環境の保全はもとより、生きものを市の貴重な資源として捉え、活用していく必要があります。そのため、水や緑、動植物など生きもの全般から得られる恵みを持続可能で有効に活用するための取組を推進します。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

| | |
|-------------------------------------|------------------|
| ・用水路の親水整備 | 水と緑と公園課 |
| ・小平グリーンロードのみどりの活用 | 水と緑と公園課 産業振興課 |
| ・オープンガーデンの推進 | 産業振興課 |
| ・緑のカーテンの推進【I-1、I-3】 | 環境政策課 施設担当課 |
| ・小平産果物のブランド化 | 産業振興課 |
| ・地産地消の推進（地場産農産物の販売、学校給食等への供給等）【I-1】 | 産業振興課 学務課 |
| ・学童農園・体験農園の充実 | 産業振興課 |



市役所正面玄関の緑のカーテン



用水路の親水整備(ハッピーとんぼ池)

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(毎年度) |
|--------------------|--|---------------------|
| 公共施設における緑のカーテン設置数 | 71 施設 | 75 施設 |
| 学校給食における地場産農産物の納入率 | 小学校 31.4% ^{※1} 中学校 31.7% ^{※1} | 各 30% ^{※2} |

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休業のため令和2年2月までの実績値

※2 「小平市農業振興計画」における目標値

3-6 市民・事業者・市民団体の取組

■ 市民の取組

- ・オープンガーデンや緑のカーテン、生垣の造成など、身の周りの緑を増やします
- ・公園・道路等のボランティア活動など、環境を守り育てる取組に参加します
- ・家庭菜園や援農ボランティア、農業体験に取り組みます
- ・地産地消に配慮した食生活を送ります
- ・生きものマップなども活用し、身の回りの生きものについて学びます

■ 事業者の取組

- ・屋上緑化や壁面緑化など、事業所内の植栽やビオトープの造成などに取り組みます
- ・農業者は有機肥料や環境に配慮した資材を利用し、環境保全型農業に取り組みます
- ・農業者は小平産果物のブランド化に取り組みます
- ・緑を守り育てる活動などに参加します
- ・給食、飲食店等で地場産農産物を積極的に利用し、地産地消を進めます
- ・環境認証について学び、認証取得に積極的に取り組みます

■ 市民団体の取組

- ・緑の保全や緑化活動に参加・協力します
- ・身近な緑の保全や創出、生物多様性の普及・啓発を行います
- ・樹林や身近な公園などの維持管理に参加・協力します
- ・在来種の保全や外来種対策に協力します

4 基本方針Ⅳ 快適な生活環境の確保

4-1 これまでの取組と課題

■これまでの取組

市民生活や事業活動に直接影響を及ぼす大気・水・土壌環境、騒音・振動等の調査を継続してきたほか、化学物質を取り扱う工場や指定作業場から、化学物質の使用量や管理方法等の報告を受け付けてきました。また、国や東京都からの情報収集に努め、環境リスクなどに関して、市ホームページなどで情報提供を行ってきました。

有害鳥獣や衛生害虫などについては、相談を受け付け、現場での対応や駆除業者の紹介などを行っています。

犬のフンやたばこのポイ捨てなどについては、啓発看板の配布のほか、喫煙マナーアップキャンペーンやイエローチョーク作戦などの地道な取組により、環境美化の向上に努めています。

地域公共交通については、中央地域でのコミュニティバスの継続運行のほか、平成27(2015)年3月から、コミュニティタクシーの運行地域を2地域から3地域に拡大し、平成28(2016)年5月から4地域目の運行について、地域や運行事業者と協働で検討を開始しました。

○第二次計画期間における環境基準等の達成状況

- ・大気環境については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質は環境基準を達成していますが、光化学スモッグの原因である光化学オキシダントは基準を満たすことができていません。
- ・水質については、石神井川、玉川上水、用水路4路線で毎年水質調査を実施しており、BOD(生物化学的酸素要求量)の調査結果では、おおむね環境基準を達成していますが、水量が非常に少ない石神井川では、降雨等の影響により基準値を超過する場合があります。
- ・騒音・振動については、主要幹線道路6か所で調査を行っています。振動については環境基準を満たしていますが、騒音については、日中はおおむね環境基準を満たしているものの、夜間は環境基準を超える路線もありました。
- ・航空機騒音に関しては、環境基準の適用地域に該当していませんが、市では毎年調査を実施しており、結果については基準相当値を満たしています。

■課題

新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式や事業活動の変化を踏まえた上で大気や水・土壌環境、騒音・振動等の対応や化学物質対策、有害鳥獣・衛生害虫等の対応に引き続き取り組むとともに、日常生活での騒音・悪臭や、飼い主のいない猫などにまつわる近隣トラブルに対し、柔軟な対応が必要となります。

また、大気汚染防止法の改正によるアスベスト規制の強化に伴う対応も必要となります。

4-2 2030年に目指す姿

大気汚染や水質汚濁、土壌汚染といった生活や健康にかかるリスクが十分に低減され、人と生きものに優しく、健康で安全な暮らしが実現しています。

また、市民や事業者が地域環境に係る活動に積極的に参画し、多様な主体によって環境保全の取組が行われている社会が実現しています。

4-3 基本方針の達成状況を図るための成果指標

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(2030) |
|---------------|---------------------|-------------------|
| 小平市の環境に対する満足度 | 69.7% ^{※1} | 70% ^{※2} |

※1 小平市環境に関する市民アンケート調査報告書(2020年3月発行)の間11「小平市の環境に対して、満足していますか。」の質問に対する回答「満足 18.3%」「多少満足 51.4%」の合計

※2 目標年度時点で直近の世論調査または個別のアンケート調査結果

4-4 施策の展開

市民生活や事業活動に直接影響を及ぼす大気・水・土壌環境等の監視と保全に努めるとともに、地域からの相談への対応や市民一人ひとりのマナー・モラルの向上に努め、良好な住環境の維持や環境美化の推進に取り組みます。

また、地域特性に応じた交通環境の整備や公共交通機関の利用を促進し、環境にやさしい交通手段への転換を推進します。

■施策1 大気・水・土壌環境等の監視と保全

市はこれまで、東京都と連携し、大気・水・土壌環境等の調査や指導に努め、改善に取り組んできました。今後、アスベストが使用されている可能性のある建築物の解体工事等が増加するなど、環境保全に向けた更なる取り組みの強化が必要となります。

市民生活への影響を生じさせないため、調査等による監視に努め、良好な環境の保全を図っていきます。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

| | |
|-----------------|-------|
| ・大気・水質・土壌等の環境調査 | 環境政策課 |
| ・化学物質の適正管理 | 環境政策課 |
| ・土壌汚染対策の指導・助言 | 環境政策課 |
| ・アスベスト対策の強化 | 環境政策課 |
| ・エコドライブの推進【I-1】 | 環境政策課 |

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(2030) |
|-------------------------|-------------------|-----------|
| 二酸化窒素濃度の 環境基準達成地点の割合 | 100% [※] | 100% |

※45か所で年2回、延べ90か所で実施

■施策2 身近な住環境問題への対応

市民から近隣の騒音や振動、悪臭等の相談のほか、飼い主のいない猫やアライグマ・ハクビシンなどによる被害に関する相談が寄せられています。

市はこうした相談に対し、当事者への働きかけ、アライグマ・ハクビシンの駆除、飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術費の補助を実施するなどの対応を図ってきました。

引き続き、市民や地域からの相談に耳を傾け、適切な対応により、良好な住環境の維持に努めていきます。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

| | |
|---------------------|----------------|
| ・近隣の騒音・振動・悪臭等の相談対応 | 環境政策課 |
| ・衛生害虫等の相談対応 | 環境政策課 |
| ・アライグマ・ハクビシン対策【Ⅲ-2】 | 環境政策課 |
| ・畜犬登録・狂犬病予防注射接種の推進 | 環境政策課 |
| ・地域猫活動の推進 | 環境政策課 |
| ・空き地・空き家の適正管理の指導 | 環境政策課 地域安全課 |



犬鑑札



狂犬病予防注射済票

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(2030) |
|------------------------------------|-----------|-----------|
| 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助の件数(TNR活動の活用含む) | 466件※ | 1,000件※ |

※制度開始(2016年10月)からの累計

■施策3 まちの環境美化の向上

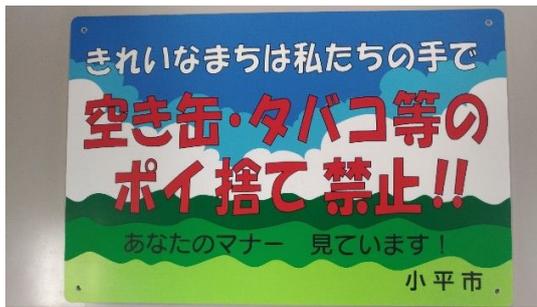
「きれいなまちはわたしたちの手で」を合い言葉に、自治会等の地域住民の方が年間を通じて清掃活動を実施しています。

令和2(2020)年4月より、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例が全面施行されたことも踏まえ、引き続き、喫煙マナーアップキャンペーンの実施により、喫煙マナー向上に取り組んでいくなど、市民一人ひとりのマナー・モラルの向上や環境美化意識の向上に努め、地域の環境美化を推進していきます。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

| | |
|-----------------------|----------------|
| ・喫煙マナーアップキャンペーンの実施 | 環境政策課 健康推進課 |
| ・イエローチョーク作戦の普及【V-2～3】 | 環境政策課 |
| ・環境ポスターコンクールの実施 | 環境政策課 |
| ・放置自転車の撤去 | 交通対策課 |
| ・美化啓発等看板配布 | 環境政策課 |
| ・環境美化活動の推進 | 環境政策課 |

第4章



環境美化啓発看板



環境美化啓発看板

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(2030) |
|-------------------------------|--------------------|------------------------|
| 環境美化活動(クリーン作戦)の参加人数 または団体数 | 11,694 人 188 団体 | 12,000 人 または 200 団体 |
| イエローチョークの配布本数 | 295 本 | 300 本(毎年度) |

コラム イエローチョーク作戦

イエローチョーク作戦とは、道に放置されている犬のフンを減らす方法として、フンの周囲を黄色のチョークで囲うことで飼い主に警告する取組です。

イエローチョークは環境政策課(市役所4階)で配布しています。

■やり方

- ①黄色のチョークを1本用意する
- ②放置されている犬のふんをチョークで囲う
- ③囲ったふんの脇に発見した日時を書く
- ④ふんは片付けず、しばらく様子を見る

※放置されたふんを強調することで飼い主に警告することが目的のため、しばらく片付けないでください。



■ 施策4 環境にやさしい交通手段への転換

移動のための交通手段は、歩行者空間の整備や自転車利用の促進、コミュニティバス・コミュニティタクシーの利便性向上に取り組むことで、自動車から公共交通や徒歩・自転車へと交通手段の転換が進みます。

こうした取組は自動車由来の二酸化炭素や二酸化窒素の排出量が削減されるため、環境面での大きな効果が見込まれます。

このため、市は歩行者や自転車利用者、公共交通利用者などそれぞれの立場からの意見を吸い上げて交通環境の整備を進めるとともに、普及啓発を通じ、交通手段の転換を図ります。

【具体的な取組】【関連：[方針]-施策 No】

| | |
|-------------------------|-------|
| ・快適歩道の整備【 I -1】 | 道路課 |
| ・自転車通行空間の整備【 I -1】 | 交通対策課 |
| ・自転車駐車場の整備【 I -1】 | 交通対策課 |
| ・シェアサイクルの活用【 I -1】 | 産業振興課 |
| ・自転車利用のルールとマナーの啓発【 V-3】 | 交通対策課 |
| ・地域公共交通の利用促進【 I -1】 | 公共交通課 |



自転車ナビマーク



にじバス

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(2030) |
|-------------------------|-----------|----------------------|
| コミュニティバスの利用者数 | 224,184 人 | 255,500 人 |
| コミュニティタクシーの利用者数(大沼ルート) | 26,521 人 | 各ルート共通目標 26,730 人 |
| コミュニティタクシーの利用者数(栄町ルート) | 25,727 人 | |
| コミュニティタクシーの利用者数(鈴木町ルート) | 22,293 人 | |

4-5 市民・事業者・市民団体の取組

■ 市民の取組

- ・生活騒音や野外焼却、歩きタバコ、自転車の放置など、周囲に与える影響を考慮し、生活のマナーを守ります
- ・飼い犬の登録や、狂犬病予防注射、散歩時のフンの始末など、ペットの管理を適切に行います
- ・地域猫への対応について、地域内で話し合います
- ・使用していない土地や家屋は、適切な管理を行います
- ・環境に配慮した交通手段を選択します
- ・車を運転する際には、アイドリングストップ等のエコドライブを実行します
- ・環境美化活動に参加します

■ 事業者の取組

- ・法令などに基づく公害規制・環境基準等を遵守します
- ・従業員の通勤には公共交通機関等の積極的な利用を推進します
- ・マイカー通勤の制限を推奨します
- ・車を運転する際には、アイドリングストップ等のエコドライブを実行します
- ・効率の良い貨物輸送や貨物の共同輸送に努めます
- ・環境美化活動に参加します

■ 市民団体の取組

- ・環境美化活動に参加します
- ・地域猫活動に取り組みます

5 基本方針V 学びと協働の推進

5-1 これまでの取組と課題

■これまでの取組

環境フェスティバルやグリーンフェスティバル、ごみゼロフリーマーケットなどの様々なイベントの開催により、環境意識の向上に取り組んできました。

学校などの教育現場においては、環境教育・学習の一環として、大学との連携による太陽光発電システムの活用や、清掃事業者の協力によるごみ収集車の活用など、特色のある出前事業に取り組んでいます。

ふれあい下水道館においては、市内外の団体見学の受け入れを積極的に行ってきたほか、平成31(2019)年4月にオープンした新リサイクルセンターでは、ビンやカンなどの選別作業を自由に見学できるルートの整備や、環境学習にも利用可能な多目的ルームの整備を行いました。

さらに、公園・道路等ボランティア制度や廃棄物減量等推進員制度の普及とともに、公園等アダプト制度の推進など、環境活動への参加の仕組みの充実も図ってきました。

■課題

環境フェスティバルなどのイベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の開催状況が不透明です。また、市民アンケートの結果では、環境活動への参加意欲が減少している状況です。

そのため、更なる環境教育・学習の充実とともに、イベントや環境学習講座の開催に当たっては、多様な手法を取り入れ、SNS等を駆使した環境情報の発信によって市民や事業者等が環境問題を自分事と捉えて行動するよう促すことが肝要です。

環境問題の解決に向けて、独自の活動・研究により高いレベルでの情報を蓄積している市民団体や大学との連携、他自治体との連携などを積極的に行っていく必要があります。

5-2 2030年に目指す姿

市民一人ひとりが、様々な主体が発信する環境に関する情報に触れる中で自然や生きものを慈しむ豊かな心を育て、これらの学びを通じて環境を守り・育むための行動へと繋がる社会が実現しています。

5-3 基本方針の達成状況を図るための成果指標

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(2030) |
|------------------|-----------|-----------|
| 環境学習・イベント等への参加人数 | 18,500人 | 19,000人 |

5-4 施策の展開

市が目指す環境像の実現のためには、地球環境、資源循環、自然環境、生活環境の4分野における取組とともに、これらの取組を下支えする市民一人ひとりの確かな知識と意欲、信頼関係に基づく協働・連携が不可欠です。

多様化・複雑化する環境問題の解決に向けて、あらゆる世代や多様な主体との連携・協働を推進します。

■ 施策1 環境教育・学習の充実

市ではこれまで、市民団体や大学等と連携して、環境学習講座や出前授業などの実施により、環境教育・学習に取り組んできました。

近年、気候変動の影響や生物多様性の低下など、環境問題の深刻さが増しており、問題解決に向けて正しい知識の習得が必要となります。そのため、子どもから大人まで、一層の環境教育・学習の充実を図ります。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

| | |
|--|--------------|
| ・学校での環境教育・学習の充実 | 指導課 環境部各課 |
| ・多様な環境講座等の開催 | 環境部各課 |
| ・施設見学・体験会の開催(ふれあい下水道館、リサイクルセンター、小平・村山・大和衛生組合等) | 環境部各課 |
| ・環境活動への参加の促進 | 環境部各課 |



出前授業



環境フォーラム講演会

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(毎年度) |
|-----------|-----------|----------|
| 出前授業の実施回数 | 12回 | 12回 |
| 環境講座の実施回数 | 49回 | 50回 |

■ 施策2 多様な主体との連携・協働

環境問題は多様化・複雑化しており、市だけでは解決できない問題が生じています。市民団体や大学は、独自の活動・研究により高いレベルで情報を蓄積しており、また、事業者の事業活動では、環境配慮の視点が欠かせない時代となっています。

これまで、市民団体や大学、事業者との連携・協働を進めてきましたが、今後はより一層、連携・協働の強化に努めるとともに、新たな連携・協働先も模索していきます。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

| | |
|-----------------------------|----------------|
| ・公園・道路等ボランティア制度の普及【Ⅲ-2、Ⅳ-3】 | 水と緑と公園課 道路課 |
| ・公園等アダプト制度の普及【Ⅲ-2、Ⅳ-3】 | 水と緑と公園課 |
| ・廃棄物減量等推進員制度の推進【Ⅱ-1~3】 | 資源循環課 |
| ・環境配慮事業者連絡会の充実 | 環境政策課 |
| ・市民団体等との連携 | 環境部各課 |
| ・他自治体との広域連携 | 環境部各課 |

| 数値目標 | 現状値(2019) | 目標値(2030) |
|------------------|-----------|-----------|
| 公園等アダプト制度登録団体数 | 10 団体 | 20 団体※ |
| 環境配慮事業者連絡会参加事業者数 | 17 事業者 | 30 事業者 |

※「小平市第三次みどりの基本計画」における目標値

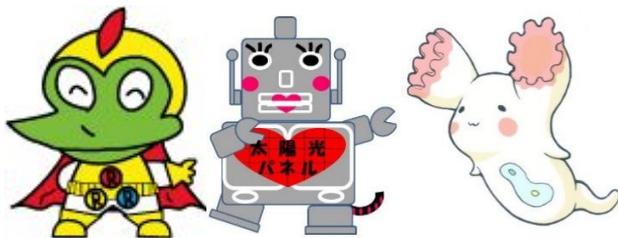
■ 施策3 普及啓発による環境意識の向上

気候変動による市民生活への影響が顕著になるなど、環境問題に敏感になる人が増えています。その一方で、生活様式や働き方の多様化、日常生活の忙しさなどから、環境問題に対して無関心な人も増えています。

こうした無関心層に対し、環境問題を自分事として捉えてもらい、行動変容を促すことが重要であり、そのための普及啓発に努めます。

【具体的な取組】【関連：[方針]-[施策 No]】

| | |
|-------------------------------------|-------|
| ・市報・ホームページでの環境情報の充実 | 環境部各課 |
| ・SNS等を駆使した環境情報の発信 | 環境部各課 |
| ・環境イベント等での普及啓発 | 環境部各課 |
| ・環境キャラクターを活用した普及啓発(「ソラミ」「ヘラスンジャー」等) | 環境部各課 |



環境キャラクター（左 ヘラスンジャー 中央 ソラミ 右 ヒルガタワム）



環境フェスティバルで FC 東京とコロポの新デザインマンホール蓋をお披露目

5-5 市民・事業者・市民団体の取組

■ 市民の取組

- ・学校や家庭で環境問題について話し合います
- ・環境に関する講座や勉強会、イベントに積極的に参加します
- ・積極的に環境情報の交換や共有を進め、活動のネットワークを広げます

■ 事業者の取組

- ・従業員への環境教育や、環境学習の機会を提供します
- ・環境学習で環境保全に関する意識を高め、事業活動に生かします
- ・積極的に環境情報の交換や共有を進め、活動のネットワークを広げます
- ・環境配慮事業者連絡会に参加します

■ 市民団体の取組

- ・環境学習活動の企画・運営を行うとともに、市等が開催する環境学習に関する活動に協力・支援します
- ・環境保全のための取組に自主的に参加できる機会を提供します



コラム 環境大臣表彰



環境省は、地球温暖化防止に顕著な功績のあった個人又は団体に対し、その功績をたたえるため、地球温暖化防止活動環境大臣表彰を行っています。

小平市で活動する市民団体エコダイラネットワークの地球温暖化防止に関する活動が評価され、令和元年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰(対策活動実践・普及部門)を受賞しました。

同じく、NPO 法人こだいらソーラーの環境に関する活動も評価され、令和2年度気候変動アクション環境大臣表彰*(普及・促進部門)を受賞しました。

※令和2(2020)年度より気候変動対策の動向等を踏まえ、名称がリニューアルされた



エコダイラネットワーク(表彰式)



NPO 法人こだいらソーラー(市長表敬訪問)

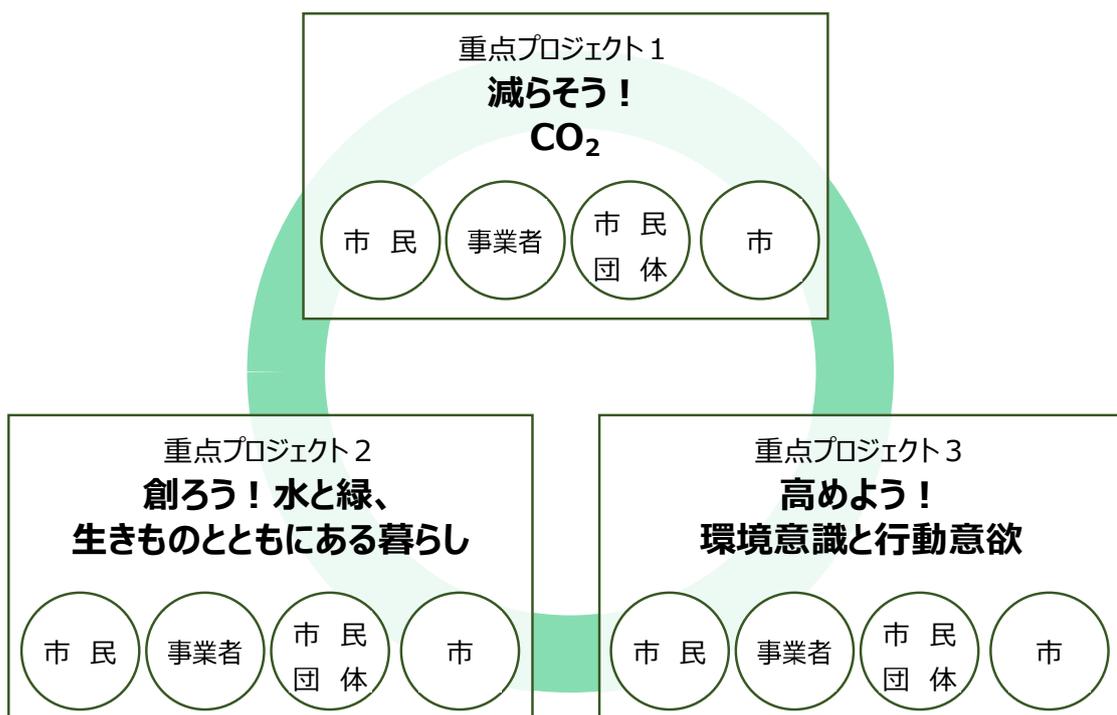
第5章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの位置づけ

本市が目指す環境像を実現するため、第3章の基本方針と第4章の施策に基づいた取組を進める中で、本計画の取組の実効性を高めるため、5つの基本方針の中でも優先的に進める必要がある取組を抽出し、重点プロジェクトとして設定します。

環境の改善には、市民・事業者・市民団体・市など、様々な主体がそれぞれの立場で取組を進める必要があることから、その基盤となる重点プロジェクトを多様な主体が協働して取り組みます。

以下のイメージは、3つの重点プロジェクトに「多様な主体が協働で取り組む」ことで、各プロジェクトの取組が進展するとともに、一つの重点プロジェクトの成果が刺激となって他の重点プロジェクトに波及し合う好循環の流れを産み、結果として市の環境が一体的に改善することをイメージしたものです。



2 重点プロジェクト

重点プロジェクト1 減らそう！CO₂

温室効果ガスのうち、大半を占める二酸化炭素の削減効果は普段の生活で意識されにくいものですが、平均気温の上昇抑制など、長期的にその影響が表れます。

地球温暖化を防止するためには、日常生活や事業活動の中で取組を進める必要があります。これまでも様々な取組が行われてきました。

今後は、市民や事業者による対策の拡大に向けて、より踏み込んだ取組が必要です。

そのため、重点プロジェクト1では、基本方針Ⅰで示す「地球温暖化・エネルギー対策の推進」に市民・事業者・市民団体・市が一体となって取り組み、脱炭素社会の構築に向けて加速します。

【重点プロジェクト1での取組】

- ・ 市民版環境配慮指針の普及拡大
- ・ LED化の推進
- ・ ZEV(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)の導入
- ・ 公共施設における再生可能エネルギーの最大限の活用
- ・ 創エネ・蓄エネ機器等設置費用の助成

重点プロジェクト2 創ろう！水と緑、生きものとともにある暮らし

小平市の水と緑は、江戸から続く開拓の歴史の中で人の手によって創られたものであり、これまで、長い時間をかけて多様な生きものが根づいてきました。しかしながら、昨今の宅地化の進展に伴い、貴重な自然環境が失われつつあります。

市民アンケートや事業者アンケートの結果から、小平市は「自然環境の良さ」が重視されており、都市化と環境保全の折り合いをきちんと図っていくことが、小平市のこれからの住みよさを守っていくためにとても重要です。

そのため、重点プロジェクト2では、基本方針Ⅲで示す「水と緑と生きものとの共生」に市民・事業者・市民団体・市が一体となって取り組み、豊かな水と緑、生きものとともにある暮らしを将来の世代へと引き継いでいくことを目指します。

【重点プロジェクト2での取組】

- ・ 自然観察会・講演会等イベントの開催
- ・ 生きもの調査の実施
- ・ 小平グリーンロードのみどりの保全・活用
- ・ 公共施設の緑化の推進
- ・ 緑のカーテンの推進

重点プロジェクト3 高めよう！環境意識と行動意欲

近年、気候変動の影響や生物多様性の低下など、環境問題は複雑かつ多層的になってきており、一人ひとりの環境問題への向き合い方が問われる時代となっています。

このような中、生活様式や働き方の多様化、日常生活の忙しさなどから環境問題に無関心な人が増えています。一方で、市内で様々な環境活動が行われているながらも、その情報がうまく伝わらず、活動へ参加できないでいる人も多くいます。

そのため、重点プロジェクト3では、基本方針Vで示す「学びと協働の推進」を通じ、市民・事業者・市民団体・市が一体となって取組を進められるよう、環境のことを“みんなが知る”ための情報発信を強化します。

【重点プロジェクト3での取組】

- ・ 学校での環境教育・学習の充実
- ・ 多様な環境講座等の開催
- ・ 市報・ホームページでの環境情報の充実
- ・ SNS等を駆使した環境情報の発信